

防 情 公 審 第 5 1 号

平成 2 6 年 (2014 年) 3 月 1 1 日

防府市長 松 浦 正 人 様

防府市情報公開審査会

会 長 清 水 博

防府市情報公開条例第 1 4 条に基づく諮問について (答申)

平成 2 5 年 4 月 2 6 日付け防電第 1 3 5 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

1 防電第 1 3 5 号

防府市が平成 2 3 年 7 月に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇らと会合した
ときの記録の非公開決定に対する異議申立てについて

別 紙

答 申

1 審査会の結論

防府市長(以下「実施機関」という。)が、「防府市が平成23年7月に○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○らと会合したときの記録」を非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経緯

年 月 日	経 緯 等
平成25年 3 月 4 日	公文書公開請求の受付
平成25年 3 月 15 日	実施機関において請求に係る公文書を非公開と決定した。(防電第57号)
平成25年 4 月 22 日	公文書非公開決定に係る異議申立書の受付

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

防府市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条の規定に基づく本件文書の公開請求に対し、平成25年3月15日付け防電第57号により実施機関が行った公文書非公開決定について、これを取り消し、公開することの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての主な理由

防府市は、平成23年7月○○○に、○○○○○○○○○○○○○○○○○○と会合しており、その時の記録が存在しないとは考えられない。防府市は事実を隠蔽している。

4 実施機関の意見又は説明の概要

実施機関が平成25年5月8日付けで当審査会に提出した理由説明書によると、平成23年7月〇〇〇に開催された会合は、面談であることから記録を取っていない。

5 審査会の判断

本件公文書の存否については、実施機関からの理由説明書及び実施機関担当職員からの意見聴取に基づく調査の結果、異議申立人が公開請求している本件公文書は作成されておらず、不存在と認められる。また、実施機関の説明にも不合理、不自然な点はなく、防府市は事実を隠蔽しているという異議申立人の主張についても、これを裏付ける物証等は確認できなかった。

6 まとめ

以上から、実施機関による本件公開請求の対象となった文書の不存在による非公開決定は妥当であり、冒頭のとおり結論する。

最後に、実施機関は、条例第1条の規定に鑑み、市長が市民からその動向について常に注目関心を寄せられていることを考慮すれば、市長が出席する会議においては、たとえその会議が議事録の作成を必要とされない簡素輕易なものであったとしても、少なくとも議事録に準じるような文書を作成し一定期間保管すべきであるということを当審査会の意見として付記しておきたい。

7 審査会の審査経過

当審査会の審査の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審査の内容等
平成25年 4 月 26 日	・ 諮問
平成25年 5 月 8 日	・ 実施機関から理由説明書が提出される。
平成25年11月19日 (第1回審査会)	・ 異議申立ての概要について(事務局説明の聴取) ・ 実施機関の職員の意見又は説明の聴取
平成25年12月20日 (第2回審査会)	・ 実施機関の職員の意見又は説明の聴取 ・ 諮問事項の審議
平成26年 2 月 18 日 (第3回審査会)	・ 答申書の審議

8 防府市情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	清 水 博
委 員	藤 井 武 志
委 員	上 田 淑 江
委 員	新屋敷 恵美子